

あま〜い誘いに ご用心!

困ったときは迷わず相談

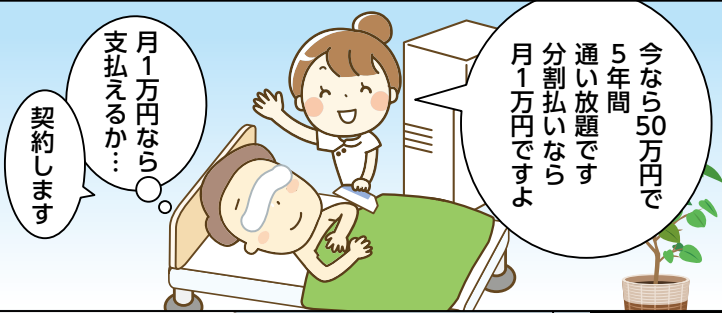
(局番なし)

い や や
188

18歳(成人)になると、さまざまな消費者トラブルに巻き込まれる恐れがあります。トラブルにあわないために、契約に関する正しい知識を身につけましょう!



脱毛エステ・美容医療



●契約前に施術内容や利用条件、解約する場合の対応等について説明を受け、契約書面でしっかり確認しましょう。美容医療の場合は医師による施術かどうか確認が必要です。



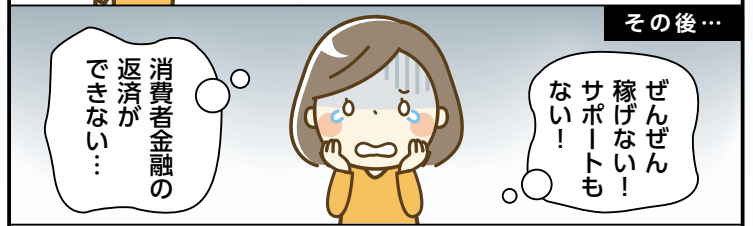
(国民生活センターHP)

●事業者が倒産すると、支払い済の代金の返金は困難になります。長期間の契約には注意が必要です。その場で契約せず、いったん帰宅して検討するなど慎重に考えましょう。



(国民生活センターHP)

もうけ話



●「高額報酬」「簡単に稼げる」などと投資や副業のもうけ話をすすめられたら、まずは疑いましょう。簡単にもうかるうまい話はありません!



(消費者庁HP)

●クレジットカードで高額な決済をさせたり、遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる手口もあります。安易に借金をしてまで契約しないようにしましょう。



(国民生活センターHP)

サブスクリプション契約



- 申込前に、無料お試しの条件や解約条件・方法を確認しましょう。無料期間内に解約しなければ、自動的に有料の契約に移行する場合があります。
- IDやパスワード、メールアドレスなどの登録情報は記録しておきましょう。(国民生活センター HP)
- アプリをアンインストールするだけでは解約できないので注意が必要です。
- 請求に気付くことができるようキャリア決済やクレジットカードの請求明細を毎月確認しましょう。(国民生活センター HP)



(国民生活センター HP)



(国民生活センター HP)

悪質通販サイト



- インターネット通販は、クーリング・オフできません。注文前にチェックポイントを確認しましょう。
- サイトのURLや注文内容をスクリーンショットなどで保存しておきましょう。
- 偽サイトの場合は、お金が戻るとはほとんどありません。注文は慎重にしましょう。

通販サイトの チェックポイント



(越境消費者センター HP)



(国民生活センター HP)

困ったときは迷わず相談を

買物や契約などの困りごとや心配ごとは
消費者ホットラインへご相談ください。
(最寄りの消費生活相談窓口につながります)

(局番なし)

い や や!
188

契約には十分な注意を!

契約とは、「これをください」と申込み、「はい、〇〇〇円です」と承諾され、お互いの意思が一致することで成立します。
契約書がなくても口頭でも成立し、一度結んだ契約は簡単に取り消すことはできません。
しかし、一旦契約した場合でも、特別に申込みの撤回や契約の解除ができる場合があります。

クーリング・オフ制度

クーリング・オフとは、消費者トラブルが起きやすい**特定の取引**について、契約した後も、一定の期間内であれば無条件で、契約の解除ができる制度です。

クーリング・オフすることで、支払った代金は全額返金され、違約金や返品の送料は発生しません。サービスを受けた場合も、対価を支払う必要はありません。



(国民生活センター HP)

■クーリング・オフが可能な取引と期間

法定の書面を受け取った日を含め、8日間または20日間のうちに通知を発信します。



(特定商取引法ガイド)

- 訪問販売 (自宅訪問販売、キャッチセールスなど)
- 電話勧誘販売
※Web会議やSNSの通話で勧誘された場合も電話勧誘販売にあたる場合があります
- 特定継続的役務提供
(エステ、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)
- 訪問購入 (事業者が消費者の自宅等を訪問して買い取りをするもの)

8日間

- 連鎖販売取引 (いわゆるマルチ商法、ネットワークビジネス)
- 業務提供誘引販売取引 (内職・モニター商法)

20日間

■クーリング・オフするには

- ◎契約解除通知書 (はがき・電子メール・FAX・オンラインフォームなど) で通知します。
通知した内容、発信した証拠を保存しておきましょう。
- ◎クレジットカードで支払ったり、クレジット契約をしたりしている場合は、クレジット会社と販売会社に同時に通知します。(クレジット会社には「書面」で通知します)

■クーリング・オフできない場合

- ×通信販売(インターネット通販など) ※広告に明記される返品特約に従います
 - ×3,000円未満のものを現金で買った場合
 - ×使用した消耗品 (健康食品や化粧品など)
 - ×自動車 (リース含む)
 - ×自ら出向いた店舗契約
 - ×セルフエステ (契約内容による)
 - ×事業者の訪問を依頼した場合 (注) など
- (注) 水回りや鍵の修理などの緊急時駆け付けサービス (暮らしのレスキューサービス) の安い代金の広告を見て訪問を依頼したにもかかわらず、高額な代金を請求された場合、クーリング・オフできることがあります。

クーリング・オフ通知例

宛先: ×××@××.××
件名: クーリング・オフ通知

次の契約を解除します。

- ①契約日 〇〇年〇月〇日
- ②商品名 (サービス名)
〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- ③契約金額 〇〇〇〇〇円
- ④会社名 〇〇〇〇会社
〇〇営業所
- ⑤担当者名 〇〇〇〇

既払額の〇〇〇円を返金し
商品を引き取ってください。

〇〇年〇月〇日
(契約者)
住所
氏名

通知後は、送信メール、オンラインフォーム画面のスクリーンショットやはがきのコピーを保存しましょう。

クーリング・オフ期間を過ぎていてもあきらめないで、早めにお近くの消費生活相談窓口へ

契約書面の不備やクーリング・オフ妨害に当たる行為などがあると、期間が過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

未成年者契約の取消し

未成年者 (18歳未満) が保護者 (親権者などの法定代理人) の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができます。取消しにより未成年者は受け取った商品を現状のまま返品し、支払った代金は返金されます。

※小遣いの範囲の少額な契約、成人であると積極的にうそをついた場合、保護者の承諾があるとみなされる場合などは未成年者契約の取消しができません。

被害にあわないための5か条

- ① 知らないものは「いません！」ときっぱり断りましょう
- ② その場ですぐ契約しないで、よく確かめて、家族や友人など信頼できる人に相談しましょう
- ③ 個人情報（住所・氏名・電話番号・メールアドレス・口座番号等）を安易に提供しないようにしましょう
- ④ 納得できない請求には慎重に対応しましょう
- ⑤ おかしいと思ったら、すぐにお住まいの市町村の消費生活相談窓口へ

「おかしいな」「困ったな」と思ったら

ひとりで悩まず、まずは **ご相談** ください

和歌山県消費生活センターホームページ
<https://www.wcac.jp/>

和歌山県消費生活センター

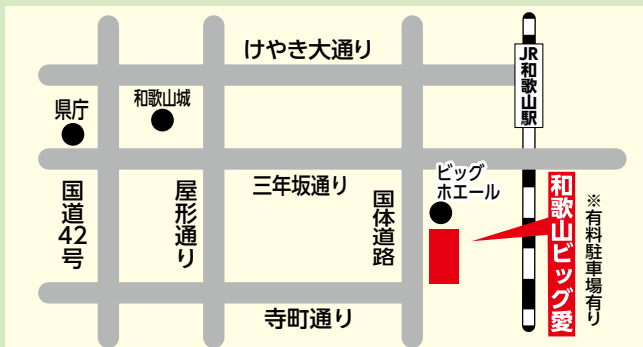
検索



和歌山県 PRキャラクター
「きいちゃん」

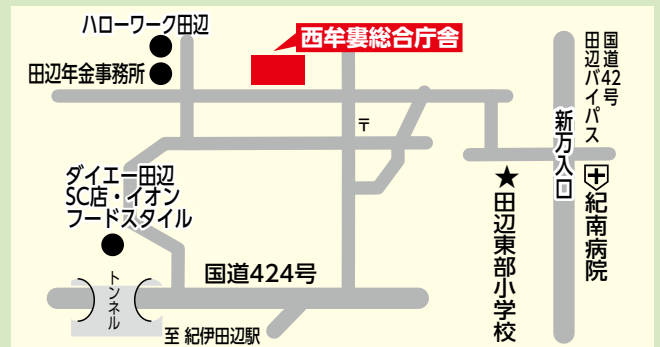
和歌山県消費生活センター

〒640-8319 和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛8階



和歌山県消費生活センター 紀南支所

〒646-0027 田辺市朝日ヶ丘23番1号 県西牟婁総合庁舎内



啓発動画

～導入編～

4つの事例（インターネット通販、もうけ話、脱毛エステ、占い）のトラブル内容と簡単な注意点をそれぞれ1～2分程度で学ぶことができます。



～解説編～

どうしてトラブルに巻き込まれたのか。未然に防ぐにはどうすればいいのかなどを学ぶことができます。

